

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する「令和7年度有機フッ素化合物残留実態調査業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年6月18日（水曜日）

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和7年度有機フッ素化合物残留実態調査業務
- (2) 委託業務の内容等 委託業務仕様書による
- (3) 引渡し期限 令和8年1月30日（金曜日）
- (4) 引渡しの場所 沖縄県環境部 環境保全課

3 競争入札の参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出日において、次の各号全てに該当する者であること。

- (1) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む。）を有する。
- (2) 計量法第107条の規定による、計量証明事業（濃度・水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）の登録を受けている。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていない。
- (5) 警察当局が、暴力団員が実質的に経営を支配する業者に準ずる者と認め、沖縄県との契約からの排除を要請する者に該当しない。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続中でない。
- (7) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険等）に加入し、保険料の滞納がない。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っている。
- (9) 労働関係法令を遵守している。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない。

※共同企業体が競争入札に参加する場合、上記(1)及び(2)は代表者又は構成員の1社が該当し、上記(3)から(10)は代表者及び全ての構成員が該当するものであること。

4 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 担当課名称 沖縄県環境部 環境保全課（基地環境対策班）
- (2) 担当課所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟4階）
- (3) 担当課連絡先
 - ア 電話 098-866-2236
 - イ FAX 098-866-2240
 - ウ E-Mail aa038008@pref.okinawa.lg.jp

5 現場説明会 実施しない

6 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答方法

- (1) 質問の提出期間
公告日～令和7年6月24日（火曜日）
※窓口の受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）
- (2) 質問の提出先

上記 4 に示す担当課

(3) 質問の提出方法

第 1 号様式「質問書」を、持参、郵送又は E-mail により提出する。

(4) 回答の方法

質問に対する回答は、以下のとおり閲覧に供する。

ア 回答の期間 令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）まで

イ 閲覧期間 回答日～令和 7 年 7 月 2 日（水曜日）12 時 00 分

ウ 閲覧場所 沖縄県公式ホームページ

7 入札参加資格審査申請書の提出等

入札参加希望者は、上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、以下のとおり一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。当該資格の確認は、資格審査資料提出期間の最終日時点をもって行う。なお、期限までに資格審査資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 資格審査資料の提出期間

公告日～令和 7 年 7 月 2 日（水曜日）12 時 00 分

※土曜日、日曜日及び休日を除く

※期間中の窓口の受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 資格審査資料の提出場所

上記 4 に示す担当課

(3) 資格審査資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は上記 7（1）に示す期日までに必着とする。

(4) 資格審査資料一式

以下の書類について、各 1 部とする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（第 2 号様式）

イ 「提出書類等確認票」に示す各書類

ウ 入札保証金に係る書類として下記 10 に掲げる書類のうち、該当するもの

(5) 入札参加資格審査結果の通知方法

一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）までに申請者あて通知する。

(6) その他

提出された資格審査資料は、返却しない。

8 入札の方法

(1) 入札書に記入する落札価格の注意点

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 8 日（火曜日）10 時 00 分

イ 場所 沖縄県庁舎 4 階 第 3 会議室

(3) 入札書の提出方法

様式第 56 号「入札書」を、入札の場所に直接持参すること。

(4) 入場時の必要書類

ア 入札者及び代理人は、名刺又は身分証明書等を持参し、入場時に提示すること。

イ 一般競争入札説明書で定めるところにより県が送付する「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参し、入場時に提示すること。

ウ 代理人が入札をする場合は、第5号様式「委任状」を持参し、入場時に「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しと併せて提示すること。

9 入札及び開札の立会い

入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額

見積もる契約金額の100分の5以上とする。入札保証金が不足している場合、入札は無効とする。

(2) 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当する。

(3) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者として県が認める場合、入札保証金を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を上記7(1)に示す期限までに提出した場合

イ 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類（第3号様式）を上記7(1)に示す期限までに提出した場合

(4) 小切手による納付方法等

ア 納付場所

上記4に示す担当課

イ 納付期間

令和7年7月3日（木曜日）10時00分～10時30分

ウ 納付方法

直接持参し、担当課が発行する保管証と引き替える。

エ 還付方法

入札終了後、その日のうちに上記4に示す担当課で還付する。領収書に署名・押印すること。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当する。

(5) 現金による納付方法等

以下のとおり、債務者登録を行った上で、担当課から発行される「納付書」により納付する。

ア 債務者登録提出書類

第4号様式「債務者登録票」

イ 債務者登録票提出場所

上記4に示す担当課

ウ 債務者登録票提出期間

上記7(1)に示す期間

エ 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

オ 納付期間

公告日から令和7年7月3日（木曜日）午後3時00分まで

カ 還付方法

入札終了後、登録した口座へ振り込む。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当する。

11 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。なお、契約を誠実に履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 を徴収する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを証する書類を提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名又は記名押印いづれかがない入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とする。ことができる。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第 7 に掲げる無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。なお、入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

14 委託業務仕様書、契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 公告日～令和 7 年 7 月 2 日（水曜日）12 時 00 分
- (2) 場所 沖縄県公式ホームページに掲載

※委託業務仕様書の非公表部分の閲覧については、環境部環境保全課窓口にて上記 14(1)の期間で実施する。また、閲覧に当たっては、同仕様書添付の「誓約書」を提出すること。なお、窓口での受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）とする。

15 契約締結時期

落札者は、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を結ばなくてはならない。

16 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 落札の最低制限価格は、設定しない。
- (3) 入札参加者は、本入札説明書を熟読の上、入札に参加すること。